

## 体外受精や顕微授精などの不妊治療に対する助成制度が 令和3年1月から大幅に拡充される予定です

現在不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる体外受精や顕微授精などの「特定不妊治療」に要する費用の一部について助成制度があります。この「不妊に悩む方への特定治療支援事業」の拡充について、現在令和2年度第三次補正予算案が提出され、令和3年1月から支援内容が大幅に拡充される予定です。

これまで所得制限で助成対象から外れていた方も、支援拡充によって助成支援を受けられる可能性があります。

### 支援拡充案

#### 現行の支援制度

- ✓所得制限：730万円未満（夫婦合算の所得）
- ✓助成額：1回15万円（初回のみ30万円）
- ✓助成回数：生涯で通算6回まで  
（40歳以上43歳未満は3回）
- ✓対象年齢：妻の年齢が43歳未満

#### 支援拡充案

- ✓所得制限：撤廃
- ✓助成額：1回30万円
- ✓助成回数：1子ごと 6回まで（40歳以上43歳未満は3回）
- ✓対象年齢：変更せず

参考：厚生労働省ホームページ「不妊に悩む夫婦への支援について」より

補正予算案が承認され次第、各都道府県 HP に掲載される予定です。今後の情報をご確認ください。また当院でも新しい情報を適宜発信していく予定です。詳しくは当院婦人科外来にてお尋ねください。

裏面は厚生労働省ホームページにある資料です。併せてご覧ください。

# 不妊に悩む方への特定治療支援事業の拡充について

令和2年度第三次補正  
予算案：370億円

## 目的

出産を希望する世帯を広く支援するため、不妊治療の保険適用を検討し、保険適用までの間は、現行の助成措置を大幅に拡充することとしている。今般、可能な限り早期にその拡充を図るため、第三次補正予算により実施するもの。

令和3年1月から3月の拡充分及び令和3年度12ヶ月分（計15ヶ月分）について、第三次補正予算案に計上。

## 事業の概要

- 要旨 不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成
- 対象治療法 体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）
- 対象者 特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断された夫婦（治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦）
- 給付の内容
  - ① 1回30万円  
※凍結胚移植（採卵を伴わないもの）及び採卵したが卵が得られない等のため中止したものについては、1回10万円  
通算回数は、初めて助成を受けた際の治療期間初日における妻の年齢が、40歳未満であるときは通算6回まで、40歳以上43歳未満であるときは通算3回まで助成（1子ごと）
  - ② 男性不妊治療を行った場合は30万円 ※精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術
- 拡充の適用 令和3年1月1日以降に終了した治療を対象

## 現行の支援制度

- ✓ 所得制限：730万円未満（夫婦合算の所得）
- ✓ 助成額：1回15万円（初回のみ30万円）
- ✓ 助成回数：生涯で通算6回まで（40歳以上43歳未満は3回）
- ✓ 対象年齢：妻の年齢が43歳未満

## 支援拡充案

- ✓ 所得制限：撤廃
- ✓ 助成額：1回30万円
- ✓ 助成回数：1子ごと 6回まで（40歳以上43歳未満は3回）
- ✓ 対象年齢：変更せず

- 指定医療機関 事業実施主体において医療機関を指定
- 実施主体 都道府県、指定都市、中核市
- 補助率等 1/2（負担割合：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2）、安心こども基金を活用

※ 年金や医療保険等他の社会保険制度においては、法律婚と事実婚を区別しておらず（例：年金の第三号被保険者制度、健康保険の扶養認定等）、保険適用への移行を見据え、不妊治療への支援についても同様に事実婚も対象とする。